

2022年9月27日

東北電力株式会社 取締役社長 樋口康二郎殿

提出団体名

三陸の海を放射能から守る岩手の会（岩手県盛岡市）世話人永田文夫
放射能から子どもを守る岩手県南・宮城県北の会（岩手県一関市）代表者菅原佐喜雄
岩手有機農業研究会（岩手県花巻市）代表幹事 入江敦
豊かな三陸の海を守る会（岩手県宮古市）共同代表横田有平
女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション（宮城県仙台市）代表鈴木宏一
みやぎ脱原発・風の会（宮城県仙台市）事務局長館脇章宏
賛同団体（後日提出予定）

女川原子力発電所天井クレーン支持台き裂事故に関する質問状

貴社は9月12日「女川原子力発電所の状況について（2022年8月分）」において、「国への報告を必要としない「ひび」、「傷」等の事象として、1号機の原子炉建屋天井クレーンにおいて、走行部の支持台座にき裂を確認しました。」とし、別紙1（女川原子力発電所1号機の状況）の「定期事業者検査・主要機器点検情報」等で詳細がありました。そこには「このき裂は2021年12月に実施した定期点検において確認されていないことから、2022年3月16日の地震の揺れにより発生したものと推定いたしました。」とあり3月の地震によりクレーン支持台にき裂が発生したものと推定されており、女川町で震度5強の揺れで原発の安全上重要な設備にき裂が入ったことを知り驚きました。

女川原子力発電所（以下女川原発）は地震の影響の受けやすさにおいて世界一と米国原子力学会で報告*があったと聞いており、私たち市民団体は女川原発の重大事故の発生を非常に憂慮しております。現に宮城、福島沖で大きな地震が頻発しており地震の報の度に恐怖を感じております。今回のき裂事故は素人目にも、今後の1号機廃炉作業において使用済燃料や原子炉格納容器・原子炉圧力容器の蓋などを吊上げるために必要な重要設備であることがわかります。なぜ国への報告をせずに済まそうとしているのか、本当に施設設備の耐震は保証されているのか、2号機や3号機のクレーン部の耐震は本当に大丈夫なのか等など疑念が増すばかりです。

安全上重要な設備にき裂が発生した現実には耐震設計がいとも簡単に破綻したことであり貴社のガバナンスや防災・危機管理への不安不信を払拭できません。

* <http://sanriku.my.coocan.jp/111030ONAGAWArepANS.pdf>

以上を踏まえ、以下9月12日の貴社報告書を中心に質問いたします。宮城県をはじめ岩手県や周辺県の人々をはじめ貴社従業員をも避難民にするようなことは絶対しないとの決意のもと質問にお答えください。

※尚、回答は10月中に文書でお願いします。ご都合の良い日に回答に係る意見交換の場を設定して頂きたくお願い申し上げます。

問い合わせ（回答宛先） ○ 三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫

〒020-0004岩手県盛岡市 TEL&FAX019-661-1002 hgf01360@nifty.com

○ 女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション 篠原弘典 non239@jcom.home.ne.jp

〒981-8007 宮城県仙台市 TEL&FAX 022-373-7000

【質 問】

I 貴社ホームページ「女川原子力発電所の状況について（2022年8月分）」の（別紙1）「女川原子力発電所1号機の状況について（2022年8月分）」に係る質問

質問① 1頁の3. で「国への報告を必要としない「ひび」、「傷」等の事象として、1号機の原子炉建屋天井クレーンにおいて、走行部の支持台座にき裂を確認しました。」と記載されています。この設備は3頁で「安全上重要な設備」に区分されています。女川原発1号機の天井クレーンについては、2012年6月に、「当該走行部の軸受が損傷していることを確認」したとの発表がありました。（2012.6.7プレスリリース https://www.tohoku-epco.co.jp/pastnews/atom/1183920_1065.html）この際は「法令に基づき国へ報告しました。」とありました。なぜ同じ安全上重要な設備で8ヶ所もき裂が見つかった事象が国への報告を必要としないのでしょうか。「国への報告を必要としない」とする根拠となる法律と、判断した経過をお知らせください。

質問② 3頁で、き裂があった「原子炉建屋天井クレーン」の設備区分が○印がついておりそれは「安全上重要な設備」と注釈があります。ついては「安全上重要な設備」の定義をお知らせください。

質問③ 3頁で、検査区分が「施設管理に基づく点検・補修等」となっておりますが、「法令に基づき実施される定期事業者検査」が当該箇所についてなぜ行われなかったのですか。

質問④ 3頁概要で「・2022年5月に実施した天井クレーンの定期点検において、クレーン走行部の支持台座にき裂が発生していることを確認いたしました。・同年7月から8月にかけて詳細点検を実施した結果、合計8カ所のき裂を確認いたしました。」とありました。なぜ点検で確認後直ちに状況の詳細点検をしなかったのですか。合計8ヶ所の亀裂の各々について支持台座のどこにどの程度の亀裂があったのですか。4頁の写真や図には8ヶ所について示されていませんのでお知らせください。

質問⑤ 3頁概要で「き裂は2021年12月に実施した定期点検において確認されていないことから、2022年3月16日の地震の揺れにより発生したものと推定いたしました。」とありました。

a) き裂の原因が3月16日の地震だとするとその時の女川原発における震度、最大加速度等の実測値と測定箇所をお知らせください。

b) 1号機の天井クレーンの建設時点での設計基準地震動（最大加速度）はいくらだったのでしょうか。また耐震補強がなされた場合その時の設計基準地震動をお知らせください。

c) 3月16日の地震後、設備や機器の点検が行われたはずですがその時、天井クレーンの支持台座に亀裂が入っていることを発見できなかったのはなぜですか。

質問⑥ 3頁概要で「天井クレーン（安全上重要な設備）のき裂は当該設備を使用していない期間（機能が要求されない期間）に発生した事象であること、また、天井クレーン本

体の落下防止機能および燃料の落下防止機能に影響がないことを確認しております。今後、準備が整い次第、支持台座の交換等を行ってまいります。」とありました。

a) 天井クレーン設備を使用していない期間に発生したき裂とのことですが、もし重量物を移動させている途中にこのような地震が発生した場合はき裂が広がり廃炉作業中の使用済燃料、もしくは格納容器蓋や圧力容器の蓋が落下するのではないのでしょうか。最悪の場合を想定するとどのような事故が推定されますか。

b) 支持台座を交換するとのことですが、従来と同じ台座では耐震強度が不足し、震度5強程度でき裂が発生したはずであることを考慮すると、耐震設計を見直さなければならないはずですが、どの程度の耐震安全基準地震動の値による交換になるのでしょうか。

II 関連その他の質問

質問① 女川原発1号機のクレーンについては、2012年6月に、「当該走行部の軸受が損傷していることを確認」したとの発表がありました。(2012.6.7プレスリリース https://www.tohoku-epco.co.jp/pastnews/atom/1183920_1065.html)

「当該軸受が損傷した原因について詳細な調査を実施します」とありました。調査報告書をお知らせください。その後、当該軸受をいつどのように直し、いつ修復作業を完了させたのか、またその後クレーンを動かす作業を行うことができたのか回答ください。

質問② 今回き裂が発見された女川原発1号機について、2022年3月16日の地震により、元々入っていた疲労き裂が地震により広がったのではありませんか。詳しい原因究明が行われたのでしょうか、それは公開されるのでしょうか。

質問③ 女川原発2号機、3号機は2022年3月16日の地震で問題がなかったようですが、仮にそこで数百トンもの原子炉格納容器の蓋重量物の上げ下ろしをしている際に、3月16日を上回る大地震が発生した場合に支持台座にき裂は入らないと言える根拠をお知らせください。

質問④ 女川原発1号機、2号機、3号機の炉心に挿入されている使用済燃料束の体数とその挿入ウラン重量、燃焼度をお知らせください。もし炉心上部の燃料プールにも貯蔵されているのならば各号機についてその体数とウラン重量、燃焼度をお知らせください。

質問⑤ 第160回女川原子力発電所環境保全監視協議会資料(2022年6月7日東北電力株)の4.その他 の(2)2022年3月16日の福島県沖を震源とする地震後に確認された発電所設備等被害への対応状況で「安全上重要な設備に異常はなく、周辺への放射性物質の影響もなかった。」とありました。5月に実施された安全上重要な設備とされている1号機原子炉建屋天井クレーン走行部支持台座のき裂発生が確認されていたにも関わらず、6月の環境保全監視協議会資料、そして2022年8月30日女川原子力発電所環境保全監視協議会においても報告しなかったのはなぜですか。

(以上です)